

事 業 計 画 書

公益財団法人 日本相撲協会

平成30年度事業計画

1. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穣を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の3つの事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」を事業の内容とし、相撲競技の公開、それを担う人材の育成、青少年・学生等への指導普及、相撲記録の保存及び活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

「貸館」事業として、国技館を東京本場所以外の時期に支障のない範囲で、催し物等の会場として一般事業会社等へ賃貸を行います。

「広告・物品販売」として国技館内、地方場所の館内外広告および呼出着物広告枠の販売を行います。

「一般外来診療」として、国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来診療を行っています。これら3事業を収益事業とし、収益の向上及び相撲競技以外の国技館の有効活用を目指します。

《その他の事業（相互扶助等）》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

2. 公益目的事業（相撲文化の普及振興）

（1）相撲競技の公開

①本場所の開催

相撲の一般公開として、本場所を年6回（東京3回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回）行います。本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神事性等の文化的側面の振興を図るものであり、我が国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に努めます。

平成30年の相撲競技の公開実施計画は、次の通りです。

場所	番附発表	初日	千秋楽	挙行場所
1月場所	平成29年 12月26日	1月14日	1月28日	国技館
3月場所	2月26日	3月11日	3月25日	エディオンアリーナ大阪
5月場所	4月30日	5月13日	5月27日	国技館
7月場所	6月25日	7月8日	7月22日	愛知県体育館
9月場所	8月27日	9月9日	9月23日	国技館
11月場所	10月29日	11月11日	11月25日	福岡国際センター

公益財団法人として、更なる収益構造の改善に努めます。入場券のコンビニエンスストア販売、インターネット販売の強化による販売網の拡大や、前半平日の販売強化等、販売促進と業務の効率化を図ります。

②巡業の開催

- イ) 本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲の公開を行い、相撲文化の普及振興を図ります。
- ロ) 特別興行として、平成30年2月11日（日）にフジテレビ主催の「日本大相撲トーナメント」が行われます。
- ハ) 海外での興行として、日本国と公演国の友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。

③その他

- イ) 明治神宮、伊勢神宮、熱田神宮等にて、奉納相撲及び横綱土俵入りを行います。
- ロ) NHK厚生文化事業団が主催する「福祉大相撲」は、平成30年2月10日（土）に開催されます。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り、全面的に協力していきます。

（2）人材の育成

相撲は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、総合文化芸術の側面を有しています。相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成が極めて重要であり、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

- ①力士の育成
- ②行司の育成
- ③呼出の育成
- ④床山の育成
- ⑤相撲教習所の維持運営

(3) 指導普及活動

青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、相撲文化の振興と国民の心身の向上を図るため、下記の業務を行います。

①相撲大会の後援・協賛等

- イ) 全国中学校相撲選手権大会の後援
- ロ) わんぱく相撲の指導・後援
- ハ) 少年相撲教室の後援
- ニ) 全国都道府県中学生相撲選手権大会の協賛
- ホ) 一般相撲指導者の相撲研修の実施

②「相撲健康体操」の指導普及

③大相撲の歴史や文化について一般に認知を広げるための、国技館を利用した博覧会など催し物の開催検討。

④相撲文化を通じた福祉活動、慈善活動、地域活動を行い、それらの活動を普及推進し地域への貢献や活動の推進。

(4) 広報活動

相撲文化の広報・普及のため、情報提供・情報発信を行います。

- ①大相撲の全体の機能向上を高めるため、情報提供をより正確かつ迅速に発信します。
- ②SNS（ツイッター・インスタグラム等）を利用した情報発信を充実にし、より親しみやすい内容の情報提供に努めます。
- ③外部イベントやタイアップキャンペーンへの協力など、広報活動を活発に進めます。
- ④公式キャラクターの活用を積極的に行い、低年齢層のファン拡大に努めます。
- ⑤大相撲の潜在的な要素に新たな価値を見出し、より魅力的に充実した企画を提案します。

(5) 相撲記録の保存及び活用

相撲文化の維持・広報のため、相撲競技等記録の制作・保存、開示を行います。

①記録映像の撮影・保存

保存映像の高画質化・デジタル化を進め、新たな保存方法を確立、記録映像を有効に活用する方法を策定し、相撲の普及に努めます。

また、協会が所有する全ての映像をファイル化しアーカイブを進め、貴重な映像の保存活用を図ります。

②相撲博物館の活動

資料の収集、展示活動とともに、所蔵資料の整理修復に努め、文化財産として永く維持していきます。

また、すべての貯蔵物を2Dもしくは3Dの画像・映像化し、アーカイブシステムに取り込み、その保存と活用に努めます。

(6) 「故意による無気力相撲」への対応

相撲競技監察委員会を中心に、引き続き、再発防止策を確実かつ継続して実施していきます。

具体的には、

- ①支度部屋や携帯電話の取扱いに関する規則・規律の強化、

② 相撲競技監察委員による監察体制の強化を行います。

3. 収益事業

(1) 貸館事業

公益目的事業である相撲競技の公開のため、国技館を東京本場所の3回の興行で使用しますが、それ以外の時期は支障のない範囲で、催し物等の会場として一般事業会社等へ、原則有料で貸し出しを行います。

(2) 広告・物品販売事業

本場所及び巡業における広告・協賛の募集拡大に努めます。

協会公式グッズの企画制作・販売に関しては、新たな試みとして、大学との「産学連携」を行い、大学と連携をして新規のグッズ開発を行い、さらなる相撲ファン層の拡大を図ります。

(3) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。

4. その他の事業（協会員福利厚生事業）

（1）相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員及び職員とその家族の福利厚生のため、無料での診療、定期健康診断を行います。

（2）力士等の業務上の傷病に対して、その治療費のうち個人負担分（30%）を除いた部分を負担します。

（3）力士の健康保全・怪我の防止を主眼とした、簡易のリハビリテーションセンターを開設します。

（4）職域毎に設けられた親睦団体（年寄会、力士会など）に対して助成金を支給します。

（5）力士の引退後の就労支援を主眼とした、教習所における半年間の実務・学科履修による学歴認定案を検討します。

（6）国技館及び相撲部屋のAED（自動体外式除細動器）の更新を行い、その際には国技館および相撲部屋で講習会を実施します。

5. 法人の運営・管理

（1）維持員制度の主旨に賛同していただける法人あるいは個人の方々を募り、寄付金収入（維持費）の確保に努めます。

- (2) 横綱審議委員会を各本場所の千秋楽の翌日に開催し、横綱昇進に関する適正を期します。
- (3) 老朽化している国技館を維持・経営するため、また2020年東京オリンピックに向けた改修を含め、将来の全面建て替えを踏まえた国技館の改修工事を引き続き行います。
- (4) 国技館が2020東京オリンピックのボクシング会場として予定されていることから組織委員会とも綿密な連携を取り、その運営に協力します。
- (5) 危機管理委員会の業務
- ①「危機管理委員会」において、これまで以上に不祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止を行い、危機管理体制の強化に努めます。
 - ②「暴力団等排除宣言」を厳守することや、施行された「暴力団排除条例」を確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除を推進していきます。
- (6) 公益法人としての責務を果たすべく、「内部統制に関する基本方針」「倫理規程」「リスク管理規程」などの関連規程を遵守し、これまで以上にコンプライアンス（法令順守）並びにガバナンス（組織統治）の強化を図ります。

以上